

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年7月13日（令和4年（行情）諮問第412号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第242号）

事件名：行政文書ファイル「令和2年度 2020年東京大会（要人接遇 ロジ）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる27文書（以下、順に「文書2」ないし「文書28」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月18日付け情報公開第03623号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

決定通知書添付の「不開示理由一覧」記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、少なくとも以下に理由を述べる部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

（1）決定通知書添付の「不開示理由一覧」記載の不開示部分のうち、句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は法5条各号のいずれかに該当するとはいえない。また、前述の部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

（2）処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号11において、法5条6号該当を理由として我が国政府機関の非公表の電話番号及びFAX番号を不開示とした。しかしながら、当該不開示部分に記載されている電話番号及びFAX番号の1桁目は、「0」であることが、公知の事実から容易に推認できる（その理由として、例えば総務省のWebサイト中のページ「総務省 | 電気通信番号制度 | 電話番号に関するQ&A」中

の項目「Q 1 電話番号とはどのようなものですか?」、(URL及び資料省略)から、これらの電話番号及びFAX番号の1桁目が一般に公にされていない情報であるということはできない。また、これらの電話番号及びFAX番号の1桁目を開示したとしても、電話番号の2桁目以降の部分特定することはおよそ不可能であるから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ともいえない。そうすると、不開示とされた電話番号及びFAX番号のうち、少なくとも1桁目の数字は法5条6号にあたる不開示情報ではない。さらに、これらの電話番号及びFAX番号の1桁目以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

- (3) 処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号11において、法5条6号該当を理由として我が国政府機関の非公表のメールアドレスを不開示とした。しかしながら、メールアドレスにはローカル部とドメインを区分する文字「@」が含まれているところ、前記文字「@」は法5条6号にあたる不開示情報ではない。さらに、前記文字「@」以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。
- (4) 処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号13において、法5条6号該当を理由として予算の用途についての他の行政機関との協議に関する情報を不開示とした。しかしながら、前記情報は法5条6号にあたる不開示情報ではない。さらに、前記情報以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。
- (5) 処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号11において、文書18の4枚目中、「宛先」欄の全てを不開示とした。審査請求人は前記不開示部分に何が記載されているかを承知していないが、仮に電子メールの宛先として公表慣行にある公務員の氏名が記されているのであれば、前記氏名の開示を求める。
- (6) 処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号12において、法5条6号該当を理由として現在進行中の行政訴訟に係る情報を不開示とした。審査請求人は前記不開示部分に何が記載されているかを承知していないが、現在進行中の行政訴訟に係る情報がおよそ全て法5条6号に該当するわけではないところ、処分庁は法5条6号を適用する理由として「現在進行中の行政訴訟に係る情報」であること以外何ら示していない。

そうすると、前記不開示部分に対して法5条6号を適用すべき理由は何ら存在せず、前記不開示部分は法5条6号に該当しないと判断するほかない。さらに、前記情報以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

- (7) 処分庁は決定通知書添付「不開示理由一覧」番号6において、法5条2号該当を理由に法人の非公表のメールアドレスを不開示とした。しかしながら、メールアドレスにはローカル部とドメインを区分する文字「@」が含まれているところ、前記文字「@」は法5条6号にあたる不開示情報ではない。さらに、前記文字「@」以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、令和3年8月10日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める開示請求に対し、法11条2項に基づき、本件対象文書を特定した上で、部分開示等の決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和4年6月6日付けで本件対象文書について、原処分を取り消す旨審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る別紙の2に掲げる27文書である。

(3) 原処分について

原処分において、本件請求文書に関し、本件開示請求受付時点で、当該対象文書28件を保有していたことから、令和3年10月1日付け（原文ママ）情報公開第02122号（相当の部分の開示）で1件、原処分（最終の決定）で27件の部分開示等の決定を行ったものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「決定通知書添付の「不開示理由一覧」記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらないと考える。」旨主張する。しかしながら、審査請求人の主張には根拠が示されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

イ 原処分で不開示とした部分について

（ア）「決定通知書添付の「不開示理由一覧」記載の不開示部分のうち、句点及び読点等にあたる単語は、法5条各号のいずれかに該当

するとはいえず、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。」旨主張しているが、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(イ) 番号 1 1 : 「不開示部分に記載されている電話番号及び F A X 番号の 1 桁目は「0」であることが、公知の事実から容易に推認できるから、これらの電話番号及び F A X 番号の 1 桁目を開示したとしても、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。」旨主張しているが、これらの番号は 1 桁目を含め一体であること、及び不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(ウ) 番号 1 1 : 「メールアドレス「@」については、法 5 条 6 号にあたる不開示情報ではない。さらに、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。」旨主張しているが、メールアドレスは「@」を含め一体であること、及び不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(エ) 番号 1 3 : 「予算の用途についての他の行政機関との協議に関する情報を不開示とした。しかしながら、前記情報は法 5 条 6 号にあたる不開示情報ではない。」旨主張しているが、審査請求人の主張には根拠が示されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

「さらに不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。」旨主張しているが、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(オ) 番号 1 1 : 「電子メールの宛先として公表慣行にある公務員の氏名が記されているのであれば、前記氏名の開示を求める。」旨主張するが、メールアドレス情報については、法 5 条 6 号により不開示とした。

(カ) 番号 1 2 : 「現在進行中の行政訴訟に係る情報を不開示とした。現在進行中の行政訴訟に係る情報が全て同号に該当するわけではなく、また、現在進行中の行政訴訟に係る情報であること以外何等示していない。」旨主張するが、公にすることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、不開示とした。

さらに、「不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。」旨主張し

ているが、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(キ) 番号6：「法5条2号該当を理由に法人の非公表のメールアドレスを不開示とした。「@」以外の不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。」旨主張しているが、メールアドレスは「@」を含め一体であること、及び不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報は記録されておらず、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては上記(4)のとおり、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

文書8の7頁目ないし11頁目の不開示部分の表は、東京オリンピック・パラリンピックに係る在京大使館等のコンタクトポイントに係る情報が記載されており、当該表の左から1列目、3列目及び4列目を除く部分については、国名、担当者名、肩書、連絡先が記載されている。当該部分は、特定の個人を識別できる情報に該当し、当該部分を公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示事由を追加する。

なお、当該表のうち、左から1列目、3列目及び4列目については、改めて検討した結果、開示する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和4年7月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年8月1日 | 審議 |
| ④ 令和7年5月27日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑤ 同年6月23日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年7月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めている。

諮問庁は、上記第3の2において、文書8の7頁目ないし11頁目の不開示部分の表につき、法5条1号の不開示事由を追加した上で、左から1列目、3列目及び4列目を開示することとし、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分について新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1及び番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）における国際要人を接遇するための関連行事の開催について、関係機関の間で協議した際の発言内容が詳細に記載されている。これらの協議において、当該発言内容を公にすることを出席者に事前に説明しておらず、当該部分が公になれば、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、外務省が国際要人を接遇するに当たり、関係機関が協力をちゅうちょし、協力を得ることが困難となるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められ、当該部分を公にすると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、外務省が国際要人を接遇するに当たり、関係機関が協力をちゅうちょし、協力を得ることが困難となるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、番号2に掲げる部分については、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、東京大会の開催に当たり、外交上留意すべき機微な事案が記載されている。当該部分を公にすることにより、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、

将来の同様の事業の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められ、当該部分を公にすると、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、将来の同様の事業の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、特定の国・地域に対する接遇方針及び過去の国内外の大型行事における接遇方針が記載されている。これらの国・地域と我が国は実務関係を維持することとしており、東京大会開催に当たっても、こうした立場を踏まえ対応した。当該部分に記載された具体的方針や政府部内の検討内容が明らかになれば、我が国の対外関係に影響を与え、今後、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められ、当該部分に記載された具体的方針や政府部内の検討内容が明らかになれば、我が国の対外関係に影響を与え、今後、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は、特段不自然・不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、各国・地域のオリンピック・パラリンピック委員会内部の運営方針が記載されていることが認められる。

当該部分は公にされていない情報であり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は東京大会に限らず、各オリンピック・パラリンピックにおいて共通する運営方針であるとの説明であった。

そうすると、当該部分を我が国が一方的に公にすることにより、今後、オリンピック・パラリンピックの開催国及びオリンピック・パラリンピ

ック関係機関との信頼関係が損なわれ、我が国が将来、オリンピック・パラリンピックに係る協議を行う際に交渉上不利益を被るおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号6に掲げる部分について

当該部分には防弾車の調達に係る情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、防弾車の調達先である特定法人A並びに防弾車の仕様及び台数等が記載されており、これを公にすれば、要人警護の能力及び態勢が明らかとなり、今後、類似の国際会議等において、犯罪行為を企図する勢力がテロ等の犯罪行為を敢行することを容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 防弾車の用途に鑑みれば、当該部分を公にすることにより、要人警護の能力及び態勢が明らかとなり、今後、類似の国際会議等において犯罪行為を企図する勢力がテロ等の犯罪行為を敢行することを容易にするおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表1の番号7に掲げる部分について

当該部分には、東京大会における要人警護に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、今後の同種の警備等に支障を生じさせるおそれがあることから、不開示としたとの説明であった。

イ 当該部分は、これを公にすることにより、国際会議等における警察その他の関係機関の警備態勢等が推察され、その妨害やテロ行為等を企図する相手方において、その裏をかいた行動を容易にする可能性があり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に

支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表1の番号8に掲げる部分について

当該部分には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委」という。）の職員の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載の職員については、組織委ウェブサイト上で氏名が公表されていない職員であるため、不開示としたとの説明であった。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分に記載の個人の氏名及び肩書については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表1の番号9に掲げる部分について

当該部分には、在京大使館等に係る情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、在京大使館等関係者の氏名、所属、肩書及び連絡先が記載されており、特定の個人を識別できるものであるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、それぞれの関係者ごとに、その氏名と一体として、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表1の番号10に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職

員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード及び電信機器に関連する情報であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別表1の番号11に掲げる部分について

当該部分は、特定法人Bの社印の印影及び口座番号であると認められる。

ア 社印の印影は、押印された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものであり、これを公にすることにより、印影が偽造され悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 口座番号は、当該法人の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり、特定法人Bが自らこれを公表しておらず、法人の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないことから、これを公にすれば、特定法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(11) 別表1の番号12に掲げる部分について

当該部分には、我が国政府職員の非公表の電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(12) 別表1の番号13に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分は、国が提訴された場合における具体的な検討内容等が記載されており、国の機関内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報である。かかる手の内情報は、これを公にすることにより、同種

事案における国の対応方針や着眼点が推知され、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分に記載された内容を踏まえ検討すると、当該部分を公にすることにより、同種事案における国の対応方針や着眼点が推知されるなどとする上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

(13) 別表1の番号14に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分には、空港接遇施設の設営・運営に係る費用負担につき、関係省庁と協議した内容が記載されている。当該部分を外務省が公にすることにより、外務省と関係省庁の当該費用負担に係る検討段階の考えが明らかとなり、関係省庁との信頼関係が損なわれ、今後、外務省が国際要人を接遇するに当たり、関係省庁が協力することをちゅうちょし、協力を得ることが困難となるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められる。そうすると、当該部分を外務省が公にすることにより、外務省及び関係省庁の当該費用負担に係る検討段階の考えが明らかとなり、関係省庁との信頼関係が損なわれ、今後、外務省が国際要人を接遇するに当たり、関係省庁が協力することをちゅうちょし、協力を得ることが困難となるなど、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、外務省の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(14) 別表1の番号15に掲げる部分について

当該部分には、警察庁職員の氏名が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 警察庁職員においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されて

いる職員は、警部及び同相当職以下の職にあり公表慣行もない。

(イ) 当該部分に記載されている職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

(ウ) よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、警察庁職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ、3号、4号並びに6号柱書き及びロに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

Webサイト「e-Gov」において公開されている行政文書ファイル管理簿に登録されている文書の内、「令和二年度 2020年東京大会（要人接遇 ロジ）」と題する文書（その府省名が「外務省」、作成・取得年度等が「2020年度」、大分類が「2020年東京大会」、中分類が「要人接遇」、作成・取得者が「外務省 大臣官房 文化交流・海外広報課 人物交流室長」、起算日が「2021年4月1日」、保存期間が「10年」、保存期間満了日が「2031年3月31日」、媒体の種別が「紙」、保存場所が「執務室」、管理者が「外務省 大臣官房 文化交流・海外広報課 人物交流室長」、保存期間満了時の措置が「移管」であるもの）

2 本件対象文書

- 文書2 【報告・供覧】（オリパラ開閉会式前レセプション等に関する関係省庁・組織委との協議（結果概要）（2021年2月12日）
- 文書3 【報告・供覧】オリパラ開会式前宮中行事にかかる宮内庁への現状説明・相談（2020年12月9日）
- 文書4 【報告・供覧】東京オリパラ大会政府主催レセプション関係省庁と組織委との5者協議（2020年11月10日）
- 文書5 【報告・供覧】組織委・関係省庁との7者協議（東京オリパラ開閉会式前行事に関する関係者協議）（2020年7月7日）
- 文書6 【報告・供覧】組織委DIP・外務省オリ閉会式及びパラ開会式並びに総理主催レセ等に係る協議（2020年5月19日）
- 文書7 （決裁書）東京オリンピック・パラリンピック（令和3年1月27日）
- 文書8 （メモ決裁）在京大等連絡先リスト作成に際する地域課作業依頼内容（案）（令和2年11月24日）
- 文書9 （メモ決裁）東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しての要人接遇（接遇中の国旗の扱いについて）（令和2年1月12日）
- 文書10 （メモ決裁）東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しての要人接遇（接遇中の国旗の扱いについて）（令和2年8月25日）
- 文書11 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（中間整理の英訳資料送付）（第91924号）
- 文書12 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コ

- 新型コロナウイルス感染症対策調整会議（中間整理の英訳資料送付）
 （第 9 1 7 4 7 号）
- 文書 1 3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（中間整理の英訳資料送付）
 （欠号）（第 9 1 9 1 9 号）
- 文書 1 4 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（中間整理の公表）（第 8 7 0
 7 9 号）
- 文書 1 5 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（事後記者ブリーフ概要及び会議席上配付資料の送付）（第 6 3 8 7 4 号）
- 文書 1 6 （決裁書）東京オリパラ関連業務における報文人と報文オリパラの所掌の整理（東京オリパラの延期に伴う改定）（令和 2 年 8 月 1 7 日）
- 文書 1 7 （決裁書）応答要領（東京オリンピック聖火採火式・引継式に関する駐ギリシャ大使夫人による寄稿）令和 2 年 6 月 1 日）
- 文書 1 8 （メモ決裁）東京オリパラ推進本部（第 1 6 回）の持ち回り開催について（令和 2 年 6 月 9 日）
- 文書 1 9 （決裁書）東京オリンピック・パラリンピックにおける空港接遇施設の国土交通省との費用負担交渉について（令和 2 年 5 月 1 8 日）
- 文書 2 0 （決裁書）東京オリンピック・パラリンピック期間における君主、国家元首、政府の長等の空港接遇に係る基本方針について（大会延期に伴う一部内容の変更）（令和 3 年 2 月 2 5 日）、ほか
- 文書 2 1 （メモ決裁）東京オリンピック・パラリンピック要人接遇における首脳級要人移送のための防弾車提供業務契約について（令和 3 年 2 月 4 日）
- 文書 2 2 （メモ決裁）東京オリパラのため訪日する要人に対する車両提供の基本方針等の変更について（荷物車の提供と車両提供期間の変更）（令和 3 年 2 月 1 日）
- 文書 2 3 （決裁書）東京オリンピック・パラリンピックにおける首脳級要人移送のための防弾車提供業務契約について（パイロット決裁）（令和 2 年 1 2 月 2 3 日）
- 文書 2 4 （決裁書）成田空港視察における車両借り上げについて（調達決裁）（令和 2 年 1 2 月 8 日）
- 文書 2 5 （決裁）東京オリンピック・パラリンピック要人接遇に係る防弾車提供業務について（令和 2 年 1 2 月 4 日）

文書 26 （決裁書）東京オリンピック・パラリンピックにおける防弾車
調達（令和 2 年 5 月 28 日）

文書 27 （決裁）東京オリンピック・パラリンピック要人接遇に係る防
弾車提供方針（現時点での方針）（令和 2 年 5 月 16 日）

文書 28 東京オリンピック・パラリンピック競技大会・第 3 回国際要人
プログラムに関する会識（結果概要）（第 23977 号）

別表 1 (不開示維持部分)

番号	該当部分	原処分において処分庁が不開示とした理由及び諮問庁が補充理由説明書で不開示とした理由	不開示条項
1	文書 2 (1 頁目上から 2 箇所目の不開示部分、2 頁目不開示部分)、文書 4 (1 頁目上から 2 箇所目の不開示部分、2 頁目の不開示部分)、文書 6 (1 頁目 2 箇所目の不開示部分、2 頁目ないし 8 頁目の不開示部分、9 頁目の本文 6 行目)	東京オリパラ関連行事に係る準備段階の検討状況に関する記述及び公にしないことを前提として法人から提供された情報若しくは資料又は公にしないことを前提とした法人との協議に関する記述であって、公にすることにより、将来の同様の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 2 号、6 号
2	文書 3 (1 頁目上から 2 箇所目ないし 4 箇所目の不開示部分、2 頁目下 4 行を除く部分、3 頁目ないし 5 頁目の不開示部分)、文書 5 (1 頁目上から 3 箇所目の不開示部分、2 頁目ないし 6 頁目の不開示部分、2 2 頁目、2 3 頁目、2 5 頁目ないし 3 0 頁目)	警備に関する情報、東京オリパラ関連行事に係る準備段階の検討状況に関する記述及び公にしないことを前提として法人から提供された情報若しくは資料又は公にしないことを前提とした法人との協議に関する記述であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、将来の同様の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 2 号、4 号、6 号
3	文書 1 6 (2 頁目の不開示部分)	公にしないことを前提として作成した東京オリンピック・パラリンピックの実施計画に係る我が国政府の対処方針に関する文書であり、公にすることにより、将来の同様の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 6 号

		るため、不開示とした。	
4	文書7（1頁目ないし11頁目の不開示部分、19頁目の不開示部分）	公にしないことを前提として国際機関又は他国・地域から提供された情報、及び右に関する我が国政府の対応についての内部検討に関する記述であり、公にすることにより、国際機関や他国等との信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
5	文書28（82頁目のスライド5の不開示部分）	公にしないことを前提として国際機関又は他国・地域から提供された情報、及び右に関する我が国政府の対応についての内部検討に関する記述であり、公にすることにより、国際機関や他国等との信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
6	文書7（23頁目の不開示部分）、文書9（2頁目の不開示部分）、文書21（1頁目ないし5頁目及び7頁目ないし16頁目の不開示部分）、文書23（2頁目ないし11頁目の不開示部分）、文書27（2頁目14行目ないし26行目及び3頁目27行目ないし5頁目末尾の不開示部分）	警備に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条4号
7	文書28（10頁目、84頁目、88頁目の不開示部分）	警備に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるた	法5条4号

		め、不開示とした。	
8	文書2（1頁目の上から1箇所目の不開示部分のうち、2人目及び3人目の氏名及び肩書）、文書3（1頁目の上から1箇所目の不開示部分のうち、2人目及び4人目の氏名及び肩書）、文書4（1頁目の上から1箇所目の不開示部分のうち、2人目及び3人目の氏名及び肩書）、文書5（1頁目の上から1箇所目の不開示部分のうち、4人目ないし8人目の氏名及び肩書）、文書6（1頁目の上から1箇所目の不開示部分のうち、2人目ないし9人目の氏名及び肩書）、文書28（30頁目、33頁目の不開示部分の3行目、53頁目、55頁目の上から1箇所目、56頁目、60頁目、65頁目の上から1箇所目の不開示部分）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法5条1号
9	文書8（別表2に掲げる部分を除く不開示部分） 文書28（68頁目ないし72頁目の不開示部分）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法5条1号
10	文書11（1頁目及び3頁目の不開示部分）、文書12（1頁目及び3頁目の不開示部分）、文書13（1頁目及び3頁目の不開示部分）、文書14（1頁目及び4頁目の不開示部分）、	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を	法5条3号、6号

	文書 15（1 頁目の不開示部分）、文書 28（1 頁目の不開示部分）	及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	
1 1	文書 24（4 頁目の上から 1 箇所目の不開示部分、9 頁目の不開示部分）	社印の印影及び民間企業の銀行口座に係る情報については、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 2 号
1 2	文書 18（4 頁目ないし 6 頁目の不開示部分）	我が国政府機関の非公表の直通電話番号、FAX 電話番号、メールアドレス等の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 6 号
1 3	文書 25（1 頁目ないし 12 頁目の不開示部分）、文書 26（1 頁目ないし 82 頁目の不開示部分）	現在進行中の行政訴訟に係る情報であり、公にすることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 6 号
1 4	文書 19（2 頁目及び 3 頁目、5 頁目ないし 10 頁目の不開示部分）	予算の用途についての他の行政機関との協議に関する情報であり、公にすることにより、予算執行事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 6 号
1 5	文書 5（1 頁目の上から 2 箇所目の不開示部分）	慣行として公にされない警察職員の個人の情報については、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、権利利益を害するおそれがあると同時に、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 1 号、 4 号

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

文書番号	頁数	開示する不開示部分
文書 2	1 頁目	上から 1 箇所目の不開示部分のうち、1 人目の氏名及び肩書
文書 3	1 頁目	上から 1 箇所目の不開示部分のうち、1 人目及び 3 人目の氏名及び肩書
	2 頁目	下 4 行
文書 4	1 頁目	上から 1 箇所目の不開示部分のうち、1 人目の氏名及び肩書
文書 5	1 頁目	上から 1 箇所目の不開示部分のうち、1 人目ないし 3 人目の氏名及び肩書
	7 頁目ないし 2 1 頁目及び 2 4 頁目	全部
文書 6	1 頁目	上から 1 箇所目の不開示部分のうち、1 人目の氏名及び肩書
	9 頁目	本文 6 行目を除く部分全て
文書 7	1 2 頁目、1 7 頁目、1 8 頁目、2 0 頁 目、2 1 頁目	全部
文書 8	2 頁目	全部
	7 頁目ないし 1 1 頁目	表の左から 1 列目、3 列目及び 4 列目
文書 2 0	1 6 頁目	全部
文書 2 2	2 頁目	全部
文書 2 4	4 頁目	社印の印影を除く部分
文書 2 7	1 頁目	全部
	2 頁目	1 行目ないし 1 3 行目、2 7 行目ないし 3 2 行目行末
	3 頁目	1 行目ないし 2 6 行目
文書 2 8	2 頁目ないし 6 頁目	全部
	1 1 頁目及び 1 2 頁目	全部
	1 4 頁目ない し 2 0 頁目	全部

2 4 頁目及び 2 5 頁目	全部
2 8 頁目及び 2 9 頁目	全部
3 3 頁目	不開示部分のうち、1 行目及び2 行目
3 4 頁目	全部
3 5 頁目	全部
3 9 頁目	全部
5 5 頁目	下から1 箇所目の不開示部分
6 1 頁目ない し6 4 頁目	全部
6 5 頁目	下から1 箇所目の不開示部分
6 7 頁目	全部
7 3 頁目ない し8 0 頁目	全部
8 2 頁目	スライド4 の不開示部分
8 3 頁目	全部
8 6 頁目及び 8 7 頁目	全部
9 0 頁目及び 9 1 頁目	全部
9 3 頁目ない し9 7 頁目	全部